

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和7年12月9日（火）午前10時15分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
  - (1) 議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (2) 議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (3) 議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (4) 議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (5) 議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

小 林 武 雄	委員長	尾 澤 将 樹	副委員長
青 木 秀 夫	委員	市 川 初 江	委員
延 山 宗 一	委員	亀 井 伝 吉	委員
森 田 義 昭	委員	青 木 文 雄	委員
藪 之 本 佳 奈 子	委員	須 藤 稔	委員

永 田 亮 委員 荒 井 英 世 委員

○欠席委員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田	富 康	町	長
赤 坂	文 弘	教 育	長
荻 野	剛 史	総 務 課	長
橋 本	貴 弘	企 画 財 政 課	長
長 谷 見	晶 広	税 務 課	長
佐 山	秀 喜	住 民 環 境 課	長
小 野 寺	雅 明	福 祉 課	長
玉 水	美 由 紀	健 康 介 護 課	長
栗 原	正 明	産 業 振 興 課	長
塩 田	修 一	都 市 建 設 課	長
福 知	光 徳	会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長
石 川	由 利 子	教 育 委 員 会 長 事 務 局	
栗 原	正 明	農 業 委 員 会 長 事 務 局	

---

○職務のため出席した者の職氏名

新 井	智	事 務 局 長
小 野 田	裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田	明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前10時15分)

○開会の宣告

○新井 智事務局長 それでは、ただいまから予算決算常任委員会を開会させていただきます。

---

○委員長挨拶

○新井 智事務局長 まず初めに、開会に当たりまして小林委員長よりご挨拶を申し上げます。

○小林武雄委員長 それでは、先ほど本会議におきまして本委員会に付託されました補正予算関係5議案の審査を行います。

なお、各委員からの質問は、慣例により一巡した後、2回目をお受けすることいたしますので、よろしくお願いいたします。委員及び執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

○新井 智事務局長 それでは、早速審査事項に移らせていただきますが、これよりの進行につきましては小林委員長をお願いいたします。

---

○議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について

○議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

○議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算(第2号)について

○小林武雄委員長 それでは、議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 先ほど誤字のほう、大変失礼いたしました。今後気をつけたいと思います。

それでは、議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第5号)につきまして説明をさせていただきますと思います。補正予算書の2ページから7ページまでにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますけれども、まず5ページをお願いしたいと思います。提案理由と重複してしまうと思いますが、5ページの第2表、繰越明許費補正でございます。これは追加となりまして、2款3項の戸籍住民基本台帳費の中の戸籍整備事務としまして264万円が繰越しになります。これにつきましては、戸籍附票システムに係る業務委託の一部につきまして翌年度に完了が見込まれるということで、繰越しを行うものでございます。

続いて、6ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正でございます。これにつきましては、全て追加となります。上から一般廃棄物収集運搬業務委託、これは令和8年度分ということで4,600万円、その下、資源物収集運搬業務委託、同じく令和8年度分で4,500万円、それとびん・かん類資源化再生利用処理業務委託、これも令和8年度分で800万円、最後に基幹相談支援センター運營業務委託料ということで、これは令和8年度から10年度までの3年間分で合計で663万円となります。合計いたしますと1億563万円の債務負担行為の補正ということでございます。これにつきましては、令和8年度の当初4月1日からもう既に

契約をして動きたいということで、債務負担行為の補正をするものでございます。

続いて、7ページをお願いします。第4表、地方債補正でございまして、起債事業の追加及び変更に伴いまして、地方債の補正を行うものでございます。まず初めに、追加の部分になります。緊急防災・減災事業債（Jアラート新型受信機整備事業）ということで360万円の追加になります。

その下、変更の部分でございますけれども、公共事業等債の中の橋梁長寿命化事業ということで、もともと560万円だったのですけれども、右のほうに行っていただきますと650万円ということで、90万円の追加となります。

その下、緊急防災・減災事業債（群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備工事市町村負担金）ということで、もともとは1,600万円だったのですけれども、1,630万円に変更ということで、30万円の追加となるものでございます。

8ページ、9ページにおきましては、歳入歳出予算の補正事項別の明細書の総括表になりますので、10ページのほうから説明させていただきたいと思っております。10ページをお願いします。歳入でございまして、13款1項1目養護老人ホーム等利用者負担金239万円の追加でございまして、これは、令和7年11月から新規措置入所者が1人増えたことによる増額になります。

続いて、15款1項1目、障害者自立支援給付費負担金1,118万8,000円の追加でございまして、これにつきましては、介護給付費訓練等給付費等の増額に伴う国庫負担分の増額です。国は2分の1分でございます。

その下、15款1項1目の4節になります。国民健康保険基盤安定負担金で97万9,000円の追加、その下、未就学児均等割保険税負担金3万9,000円の追加、産前産後保険税負担金ということで、これは1万2,000円の減額になります。これにつきましては、国庫負担分の追加及び減額となるものでございます。

11ページをお願いします。16款1項1目、障害者自立支援給付費負担金ということで、今度は県費分でございます。4分の1分でございます。559万4,000円の追加になります。

その下です。国民健康保険基盤安定負担金283万7,000円の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金78万6,000円の減額、未就学児均等割保険税負担金2万円の追加、産前産後保険税負担金6,000円の減額になります。これについては、県費分の負担金追加及び減額の部分になります。

続いて、17款1項2目、奨学基金利子収入でございまして、10万円の追加になります。これについては、普通預金の金利の上昇に伴う増額になります。

19款1項1目、後期高齢者医療特別会計の繰入金でございまして、401万2,000円の追加になります。これについては、令和6年度の決算の確定に伴う特別会計からの繰入金となります。

12ページをお願いします。19款2項1目、財政調整基金の繰入金です。1,871万2,000円の追加でございます。これについては歳入が不足するため、財政調整基金からの繰入れの追加分となります。

20款1項1目、前年度繰越金2億7,519万9,000円の追加です。これにつきましては、令和6年度の決算額の確定に伴います追加分の部分ということになります。

続いて、21款5項3目、前年度学童保育運営委託料返還金332万6,000円、これについては、ひまわり学童クラブにおける過大交付が認められたことに伴う増額部分ということでございます。

それと、後期高齢者療養給付費負担金返還金で1,814万6,000円の追加になります。これにつきましても、令和6年度の確定に伴う精算のための返還という形になります。

続いて、13ページをお願いします。22款1項2目、公共事業等債、橋梁長寿命化事業で90万円の追加、同じく3目で消防費の中の緊急防災・減災事業債（群馬県防災情報通信ネットワークシステム）の関係で30万円の追加、それとJアラート新型受信機整備について360万円の追加ということで、先ほど4表の地方債補正で説明したとおりとなっております。

歳入合計といたしまして、3億4,438万7,000円を追加しまして、70億4,012万8,000円とするものでございます。

14ページをお願いします。ここからは歳出でございますけれども、先ほどの議案にもありましたように、人件費の関係の条例改正もありましたということで、この歳出については主に人件費が結構入っているものとなりますので、人件費の総額としますと4,175万円が一応追加というような形になっております。こういう人件費のところとか、あとは少額の部分については説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

飛びまして、15ページをお願いします。一番下になります。2款1項15目、基金管理の中で2億4,200万円の追加になります。その内訳としまして、財政調整基金元金積立金で1億4,200万円、それと公共施設等整備維持基金元金積立金に1億円を積み立てるものでございます。この公共施設につきましては、保育園関係の建設ということがありますので、そちらに1億円、それと残った分については財政調整基金に入れるものとなっております。これについては、6年度の決算で余った分の2分の1以上を必ず基金に積み立ててくださいねということになっておりますので、それに基づいての算定になっております。

16ページをお願いします。2款1項16目、物価高騰対策費の中の定額減税・不足額給付事業でございます。これについては、508万円の減額になります。給付額確定に伴う事業費の減額でございます。

17ページからずっと人件費が続きますので、ちょっと飛んで20ページをお願いしたいと思います。20ページの下段になります。3款1項1目の福祉タクシー利用補助金31万3,000円の追加、これについては、利用実績による不足見込みのための増額分となります。

その下、国民健康保険特別会計の繰出金で572万2,000円の追加でございます。

21ページをお願いします。3款1項2目、デイサービスセンター給湯設備改修工事費として1,223万2,000円の追加でございます。これについては、給湯設備の劣化に伴う改修が必要なため、追加をするというような内容でございます。

その下、養護老人ホーム等措置委託料で87万5,000円の追加でございます。これについては、7年の11月から新規入所者が1名増えたための増額でございます。

その下、介護保険特別会計の繰出金128万円の追加ということで、主に人件費の追加ということでございます。

22ページをお願いします。3款1項3目、障害児（者）自立支援事業で151万2,000円の追加でございますけれども、下のほうを見ていきますと、昨年度分の国及び県の返還金ということになりますので、説明は省略させていただきたいと思ひます。

続いて、介護給付費訓練等給付費等ということで2,237万6,000円の追加になります。これについては、報酬改定に伴う利用者の加算額の増加により、不足額が見込まれるための増額ということでございます。

飛びまして、3款1項5目、後期高齢者医療特別会計の繰出金で104万8,000円の減額となります。これに

については、令和7年度の群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金の決定による減額ということでございます。

23ページをお願いします。3款2項1目、子ども・子育て支援事業で27万5,000円の追加でございます。これも当初見込みより対象者が増えたことによる増額でございます。

1つ飛びまして、3款2項2目、子どものための教育・保育給付事業（2号・3号）の中の私立保育所保育委託料で147万9,000円の追加でございます。これについても利用者が増加したことによる追加でございます。

その下、民間保育所等補助事業で618万円の追加になります。これについても、前年度の国及び県の交付金の返還というような内容でございます。

少し飛びまして、25ページをお願いします。25ページの一番下になります。4款1項4目、保健センター管理運営事業の中の火災報知設備受信機等交換工事費ということで53万9,000円の追加というような内容でございます。自動火災報知設備の交換が必要ということで追加になっております。

続いて、27ページをお願いします。一番下の部分です。6款1項3目、担い手育成・就農支援事業で農業者等営農継続支援事業補助金ということで100万円の追加になります。これについては、予算額を超える見込みのため増額をすると、大変人気がある町の単費の部分でございます。

続いて、飛びまして29ページをお願いします。2段目から行きます。7款1項2目、住宅リフォーム支援事業です。住宅リフォームの補助金の商品券の購入代ということで150万円の追加になります。これについても申請件数が増えているということで、不足が見込まれるための追加となります。

続いてその下、7款1項4目、群馬の水郷管理事業の中の水郷公園内防護柵等工事費200万円の追加ということでございます。これについては、先ほどもありましたように、護岸修繕工事を優先して実施したことによってちょっと工事費が足りなくなったということで、その不足分の増額になるものでございます。

1ページ飛んで、31ページをお願いします。8款2項4目、橋梁長寿命化事業の橋梁補修詳細設計業務委託料で160万円の追加になります。これについては、先ほどの起債と同じような感じで、事業費が増に伴って起債も増えるというような内容でございます。

一番下のところですが、8款4項3目、下水道事業会計繰出金168万3,000円の追加ということで、これについては給与及び償還金額に伴う繰出金の増額という内容でございます。

32ページをお願いします。9款1項4目、防災対策事業30万9,000円の追加、それとその下の広域防災情報伝達システム事業の363万2,000円の追加、これについては起債のほうで説明したとおりとなっておりますので、説明は省略したいと思います。

33ページからはずっと人件費が続きますので、37ページまで進んでいただきたいと思います。37ページです。一番最後になります。12款1項1目、長期債償還元金の55万円の追加ということで、元金償還金が不足するための増額となるものでございます。

歳出合計といたしまして3億4,438万7,000円を追加しまして、70億4,012万8,000円とするものでございます。

最後になりますけれども、38ページをお願いします。地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。これにつきましては、7ページの第4表、地方債の補正で反映させたものがここに入っているもの

でございます。一番右下の部分を見ていただくのが、最新の現在高の見込みとなります。33億8,084万6,000円となります。

以上、簡単ですけれども、説明させていただきました。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いしたいと思います。

○**小林武雄委員長** 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○**荒井英世委員** 6ページ、債務負担行為の補正ですけれども、一番下の基幹相談支援センター運營業務委託とありますよね、3年間の。663万円、3年間で663万円ということですが、これもうちちょっと詳しくお願いします。

○**小林武雄委員長** 小野寺福祉課長。

○**小野寺雅明福祉課長** お世話になります。それでは、基幹相談支援センター運營業務委託について少し説明をしたいと思います。

こちらは、令和8年4月1日から設置を予定しています館林、邑楽郡の4町、大泉を除いた4町になるのですが、障害者基幹相談支援センターにつきまして相談支援事業所を有しています法人へ業務を委託する予定の費用となっています。業務の委託の内容や基幹相談支援センターの役割を考慮しまして、委託期間については8年4月1日から11年3月31日までの3年間で委託する予定です。

この663万円でございますが、こちら委託費が1市4町で年間1,700万円を予定しておりまして、3年間で5,100万円になります。それを1市4町で均等割が30%、人口割が70%ということで、板倉町分にしますと年間221万円の3年分ということで663万円の予算を計上させていただいております。

こちらの基幹相談支援センターにつきましては、実際に令和4年の12月16日に公布されました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律によりまして、令和6年4月からが基幹相談支援センターの設置が市町村の義務化とされまして設置を検討してまいりまして、ちょっと遅れてしまったのですが、今現在、群馬県内で設置されていないのが上野村と神流町を除く、こちらの邑楽郡4町と館林市ということで、8年度からはこういった形で設置をしていきたいということで、今回、債務負担行為をのせさせていただいたという内容になっています。

説明は以上です。

○**小林武雄委員長** 荒井委員。

○**荒井英世委員** そうしますと、基本的に障害者の相談センターということですね。1市4町で総額で3年間で5,100万円、年間で1,700万円で、それを1市4町で均等割と人口割でやったわけですね。そうしますと法人に、業者へ委託するわけですね。

まず、1点目ですけれども、職種、例えばその中で委託先で必要な職種がありますよね、介護職とか社会福祉士とかいろんな。そういった職種の部分と、それからセンターは事務所というか、どこに事務局は置くのでしょうか。

○**小林武雄委員長** 小野寺福祉課長。

○**小野寺雅明福祉課長** お答えをしたいと思います。

まず、職種は今ちょっと調べますが、まずは常勤専従ということで、相談員の資格を持っている方を2名体制で置きたいというふうに考えています。実際の事務所につきましては、館林市内の公共施設を今予定しております、館林市内の元市役所の辺ですか、あそこら辺でちょっと使わなくなった事務所があるということなので、そちらに設置をしたいというふうに今は考えております。

○小林武雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、相談センターですから、例えば1市4町でそれぞれ障害者の数がありますよね。そういった部分については、例えば法人に委託するわけだから、1市4町がそこに委託して、板倉町としては例えば法人の事務所が館林市に置かれて、そこの関係というか、板倉はどういうネットワークではないけれども、連携をどういった形で取るのでしょうか。

○小林武雄委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 この基幹相談支援センターというのが、もともと相談支援の中核的な役割ということで、直接の障害者からの相談というよりも、どちらかという、今現在も板倉町についても相談支援というのは障害者の方の相談支援としてお願いをしまして、そちらで解決ができないような例があった場合に、それを相談支援センターを支えるようなセンターとして、基幹ということで設置をしたいというふうに考えています。

それなので、実際は地域生活支援に関する業務ということで、障害者の、障害児の保護者との相談に応じてというのですが、どちらかという困難事例とかについて、実際そこが動いて解決をしていくという形になっていますので、一般的に直接の障害者からの相談というのはいかなくて、相談の事務所からの相談を受けるようなセンターになる予定です。

○小林武雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。要するに板倉も相談センターがあるわけですね。相談センターというか、相談する場所が板倉はあるわけですね。そこで、要するにいろいろふだんはやっていて、センターのほうから町のほうに逆に難しい問題について相談が来るといった形なのですか。ちょっと違うかな。

○小林武雄委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 どちらかといいますと、普通に障害者の方は今現在の相談支援をしている事業所に相談をしますと、そこで解決ができないようなことがあった場合にこの基幹相談支援センターに、相談支援の事業者が相談をするみたいな。ここにありますように、地域における障害者児の相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導等の後方支援を行うような事業所になるということになります。

○小林武雄委員長 質疑ありませんか。

藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 藪之本です。よろしく願いいたします。

27ページをお願いいたします。27ページ、こちらの3目、農業振興費のことで質問させていただきます。こちら、追加のほうは100万円上がっております。こちらの件なのですけれども、先ほども人気のある事業だというふうにおっしゃっていたのですけれども、人気がある事業だから追加をかけるというのはちょっといかがなものなのかなと思ったのですけれども、ただ、この支援事業自体はすごくすばらしいものだと思います。その中で、現時点でどのような方が、どんなものを実際に購入されているのか。これ購入費になるかと思う

のですけれども、分かる範囲で少し教えていただきたいのですけれども、こういったものの購入費に充てられているのでしょうか。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 お答えいたします。

こちらの農業者等営農継続支援事業につきましては、先日、地区別行政懇談会のときにも今年度の重点事業ということでご説明をさせていただいた事業でございまして、今年度新たに町長の肝煎りの政策事業ということで今年度スタートさせていただいたものです。具体的には、通常の農業関係の補助金ですと、認定農業者等を対象としたものとかでありまして、あとは農業用の機械等、高額のもの基本的には対象になっているのですけれども、こちらにつきましては販売による農業収入がある方、小さな農家さんでも販売による農業収入がある方につきましては、農機具等の購入代金につきまして上限10万円ですけれども、3割まで、それなので、約34万円以上の機械を買えば上限の10万円、3割分で上限の10万円の補助金が出ますというような内容になっているものでございます。

こちらにつきましては、当初予算100万円でスタートしてございまして、人気がやはりあったものですから、6月で200万円を補正させていただきまして、今現状300万円の予算総額ということでやっているわけですけれども、今現状で25件の申請がありまして、上限10万円ではない方もいらっしゃいますので、現状233万円ほどの補助金が出ているということで、300万円に対して今240万円弱まで来ているので、あと約6件分ぐらいしか余裕がないという状況になっておりまして、年明けにもこの補助金につきましては申請が見込まれるというところがございまして、補正を今回100万円追加させていただいたところです。

機械の具体的にはこんなものがありますよというものにつきましては、トラクターでありますとか、あとはトラクターの後ろにつけるロータリー、ハローといっているいろんな機械類のもの、あとは例えばもみすり機で、最近ですとちょうどお米を収穫した時期になっていますので、もみすり機であるとか、あとは田んぼのあぜ塗り機といって、田んぼの境をこうやってきれいに形作るような、そういったものとか、多種多様に及んでいるようなものとなっております。

以上です。

○小林武雄委員長 藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 ありがとうございます。

行政懇談会でも、町長のほうがかなり重点事項ということでおっしゃっていたと聞いております。その中でもやはり町長は、農業はもうかる職業だと一生懸命押していたのですよね。その中で、もうかるからさらに補正予算をかけて、さらに新しい農機具を購入してもらおうというふうにも捉えられてしまうのですけれども、これ自体は別に否定するものではないのですけれども、ただ実際に新品を購入される方はなかなかそう多くないのです。その方たちにどんどん支援しているようにもちょっと捉えられてしまうのです。ただ、中古と書いてあっても、耐用年数がほぼ新品のようなものとなると、かなりちょっと高額なものをイメージされる方が結構いらっしゃるのですけれども、そうではなくて、できれば中古で頑張っている人たち、もしくは大きな高額が買えないような人たち、メンテナンスで長く使って頑張っている人たちに、これは農業継続を支援してもらうための補助金ですので、そういう方たちにはどのようにこの支援が届くような内容になっているのか、少しお聞かせいただければと思います。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 農業の継続ということで、大規模な農家さんだけではなくて、板倉町の中には小規模な家族経営的な農家さんも多数いらっしゃいますので、そういった方に対応するというので、比較的安い金額か、安い機械でも対象になるようにということで、上限10万円の役場のほうで3割補助ということなので、安いものでいけば、先ほど申し上げましたとおり、34万円以上であれば10万円の上限が受けられますよというような内容になっています。ただ、大規模な例えばトラクター等に対して補助金ということになりますと、そういった方については認定農業者等になっていただきまして、積極的にもっと大きな補助金を、これではなくて大きな補助金を活用していただくということがいいのかなと思っています。

また、先ほど中古の関係がありまして、なかなか中古の申請の方もあまり多くないのですけれども、相談は何件かありますが、なかなかちょっと使いづらいところもありますので、これは使いづらいところはまた今後見直していくということも必要なかなとは今ちょっと思っているところもあります。

以上です。

○小林武雄委員長 小野田町長。

○小野田富康町長 藪之本委員におかれましては大変よい質問といえますか、私の重点施策として行わせていただいている事業でございます。

おっしゃっていただきましたけれども、私も農業をやっていた中で、大規模農家の方はある程度のサイクルが見込めるわけです。いつ頃までにトラクターを更新しなければ、コンバインを更新しなければ、それに応じ、ではいつまでにこういった補助金の申請をしなければいけない。そういった方はどんどん大きくしていただけて、補助金もどんどんいただければよいというふうに思っておりますが、私も含めた小規模農業者においては、そういったいつ壊れるか分からない中で、壊れたときに買い換える。そういったサイクルをしていたものですから、たとえ中古であっても耐用年数5年以上あれば、これに該当するというところで進めてきているところでありますし、管理機が例えば20万円、30万円する、そういったものを更新していくのに使っていただきたい。

また、特にお米の生産者、個人でやっているお米の生産農家に関しましては、例えば乾燥機が壊れたらもうやらない、もみすり機が壊れたらもうやらないというようなお話をよく聞いておりました。その中で、例えば乾燥機が壊れたときに、すぐさま町としても補助ができる。もみすり機が壊れたときに、新しく更新するに当たって町からも補助金が出るというような、背中を押してもらえるというか、今後も農業を続けていこうかなというふうに思っていたらありがたいというような気持ちで創設した補助金でございますので、もし使い勝手がまだ悪いというところであれば、今後検討もしていきたいというふうに思いますが、実際に今30件近い相談、また実績があるということで、今後も継続して進めていきたい事業というふうに考えておりますので、ご理解いただければありがたいというふうに思います。

すみません。中古は3年以上の耐用年数です。

○小林武雄委員長 藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 ありがとうございます。

先ほどもおっしゃっていましたが耐用年数3年以上というのが、これ法定耐用年数というのが今7年ですか、全てが。そうすると、そこが3年以上というとはほぼ新品。なかなかそういう中古でというのは該当から

外れてしまうかなというのは思うのですけれども、その辺もちょっと検討していただきまして、使い勝手のよいような支援制度になってもらえればなと思います。

やはり日本の農機具は耐久性に大変優れておりまして、すごく10年、20年長く使えますし、そういったものでコストを下げて頑張られる大規模農家さんではなく、小さな農家さん、そういう方たちがやはりこういった支援が届くような、例えばメンテナンスの費用に充てても大丈夫とか、もちろん中古もそうなのですけれども、ほかの制度なんかでも支援が行き届けるように、今後検討も含めていってもらえたらなおありがたいなという意見です。

○小林武雄委員長 回答は。

栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 こちらの制度につきましては、取りあえず今年度4月から新たにスタートした制度でございまして、今年度1年やっていく中でその辺も含めまして、こちらとしても何か使い勝手が悪いところ、また先ほどの藪之本委員さんの意見等も参考にしながら、今後改善について検討もしてまいりたいと思っております。

先ほどちょうど中古の関係、こちら初年度ということで、やはりやっている中でちょっと使いづらいようなところもこちらとしても考えているところがありまして、その辺もちょっと改善の余地があるのかなというふうに今思っているところでございます。

以上です。

○小林武雄委員長 質疑ありませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくお願ひいたします。

29ページの水郷公園の防護柵の関係でちょっとお伺いをしたいと思います。この件については、以前に説明等がありました。水郷公園の関係については、先ほど須藤議員からもこれについて関連ということで質問がありましたよね。現在、駐車場の東側、そこの若干たるみのところを平らにするということの説明も加えられたのですけれども、そこへの防護柵ということだと理解するのですけれども、先ほどの質問と関連した形の中で対応していったほうが、今回の200万円というふうな予算の中、取り方も変わってくるのかなと思うのですけれども、それについては。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 今回の補正につきましては、もともと当初予算の段階につきましては今の大きい釣り池、皆さんが釣堀として使っている、そこの柵についているロープの関係の張り替えと、あと全協で説明しました子供池のところのあそこを埋め立てさせていただきますというような話をさせていただいたのですが、あそこを当初の段階で埋め立てるのではなくて、柵で、ロープで囲うような予定。あとは、もう一つが蛭田沼のところの東と南というのですか、湖畔の東と南側を蛭田沼のほうに入れないように囲おうとする3つの工事を想定したものが当初予算となっておりました。

ただ、現実釣り池の護岸が傾いてしまっていたというところがありまして、そこは早急に対応しなければいけないということと、あとはそちらが比較的高額な工事になるということで、まずそちらを優先させて今回対応した関係から、そちらの蛭田沼をやる予定の工事の金額がちょっと足りなくなってしまうと、そ

の分を補正するというような内容となっております。

あとは、先ほど言った子供池の部分につきましては、最初柵だったわけですが、そこはやらないで建設発生土において埋立てをする、そこについては工事費がかからないというところのその辺のちょっとしたやる順番的な組替えというような補正の内容となっております。

○小林武雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、当初予算ということで組まれていたということですね。残土という言い方ではなくて、言い方を変えるということで、埋立てをするということですね。低いところで整地をして、そこにつきましては整地をして、建設時に出た泥ということで、当然碎石も入っているということだと思うのですが、それだけでは車両に支障が出てくるのかな、そんな気もいたすわけですが、今回の当初予算の中での蛭田沼のほうの防護柵ということですね。そうすると、また次年度についても当然予算を見ながら、柵の延長もしていかななくてはならないかなと思うのですが、今回の200万円ということでの取りあえずできるだけということでの理解なのですか。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 一応、現状考えている柵の工事につきましては、蛭田沼と水郷公園の境のところを張るものと、あと先ほどの釣り池の周りの既にある柵についてのロープ等の張り替えが今回やる予定となっております。そこ以外のところは今のところはまだ考えていないところでございます。

○小林武雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、この予算の中で収まるというふうな理解でよろしいですね。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 今回の補正予算での追加によりまして、その辺のところ、今年度予定したものと護岸の改修が済むという形になります。

○小林武雄委員長 ほかに質疑ありませんか。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしく申し上げます。

29ページでございますけれども、7款2目で住宅リフォームの支援事業でございますが、150万円の追加補助ということでございますけれども、これ始まって以来、右肩上がりで行っているのかなと思っておりますけれども、状況をちょっと説明していただければと思います。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 こちらの住宅リフォーム事業につきましては、今年度500万円の予算でスタートしておるのですが、今現状申請といいますか、問合せも含めまして、その500万円を超える予定となっております。それに対応するために追加をして、150万円の予算を追加させていただければということで計上しているところでございます。

○小林武雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 これは、使用する人にもプラスになり、また町の職人にもプラスになる事業でございますので、PRのほうもしっかりしていただいて、まだ知らない方もいらっしゃるようなので、しっかりと取り組んでいただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 先ほどの関係なのですけれども、件数については84件、今年度出ておまして、今回この制度をスタートしまして11年目になっていることから、ある程度浸透はしているものとは思っておりますが、必要に応じて適宜広報等もしてまいりたいと、そのように考えてございます。

○小林武雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○小林武雄委員長 質疑ありませんか。

須藤委員。

○須藤 稔委員 20ページの福祉タクシーのことについてお伺いをいたします。

このように金額が追加になっているのですけれども、この利用状況は今年度というのかな、プラスアルファというのはどのくらいになっているのでしょうか。

○小林武雄委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 福祉タクシーにつきましては、例年大体7割ぐらい、お申込みいただいた方の7割ぐらいがご利用いただいていたのですけれども、今年度1回の利用料を無制限にした関係で利用が伸びていると考えております。この先を見込みまして、去年度よりも少し多めに補正をさせていただいているということでございます。

○小林武雄委員長 須藤委員。

○須藤 稔委員 利用料が増えたということで、その分がこういう形で利用回数が表れたということで、本当にこれは使い勝手がよくなったという形であります。

そうしますと、これから次年度なのだけれども、もう少し今度は免許返納者だとかが増えていくと思えます。今年度は免許返納者なんていうのはおるのでしょうか、今現在で。

○小林武雄委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 申し訳ありません。人数のほうがちょっと資料を持ち合わせておりませんので、調べましてお答えしたいと思います。申し訳ありません。

○小林武雄委員長 では、後ほどよろしく願いいたします。

須藤委員。

○須藤 稔委員 いろいろな形で、これから我々もこれを利用するという形が出てこないとも限らないのです。そのような形で、今後ともこの予算をしっかりとつけていただきたいと思います。そんな形です。

○小林武雄委員長 質疑ありませんか。

青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 16ページをちょっと見てください。一番上の丸の定額減税・不足額給付事業という用語なのですけれども、このことは具体的にどういうことを指しているのか、ちょっと説明いただけますか。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 お世話になります。

この定額減税・不足額給付事業につきましては、令和6年度に物価高の高騰対策ということで、令和6年

分の所得税から1人当たり3万円の減税、令和6年度分の個人住民税から本人分1万円の減税という定額減税というものがまず先にありまして、所得税とか住民税があまり出ない方で、この定額減税の恩恵を全額受けられない方に対しまして、令和6年度にその不足分を補う調整給付金というものを6年度に給付をさせていただきました。ただ、その調整給付金を給付した際にどれぐらい減税がしきれないかという判断を、まだ令和6年中の所得が動いている中で、令和5年分の所得を基に推計して、調整給付金を足りないであろうという形で給付をさせていただいた。実際には、6年分の所得が確定した段階で、やはり5年分と違って所得が下がってしまったとか、扶養親族が新たにお子さんが生まれたとか、そういった状況で調整給付金で予定していた額以上に定額減税の恩恵が受けられなかった方に対しまして、その差額分の不足分を今回7年度に給付をさせていただいたという制度でございます。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 聞いていると難しくて分からないのですけれども、減額になっているのでしょうか、これ。見込みより少なかったということか、対象者が。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 最終的な実績、給付の対象等の把握で、6年中に町外から転入してきた方、転入してきた方も状況によっては前住所地で6年分の所得からきちんと定額減税を受けられたのかどうか、調整給付金がどれぐらい配られていたのかどうか、そういったことが転入者に対しては町の情報では分からなかったもので、当初予算では多めに予算措置をさせていただいていました。その転入者分が今回多く見積もっていたということで、減額ということになります。

実際の給付の対象者につきましてが1,754人で5,193万円という対象者でありまして、実際に給付をさせていただいた方が1,673人、対象者で割りますと95%、金額にしますと5,043万円、金額の割合でしますと97%が実際に支給をした金額ということで、予算上転入者の分の予算を余裕を持って取らせていただいたということで、今回実績に基づきます減額ということになります。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 何かよく難しくて分からないのですけれども、これは単年度の事業ね。これ国の事業なのでしょうけれども。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 令和6年度の定額減税の最終の不足分ということで、2か年事業というような意味合いです。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 分からないけれども。

○小林武雄委員長 質疑ありませんか。

玉水健康介護課長、補足説明を。

○玉水美由紀健康介護課長 資料を持たず、大変申し訳ありませんでした。

先ほどの福祉タクシーの関係です。自主返納者が何人だったかということなのですけれども、今年度、今までの申請が26名です。ちなみに昨年度末までが34名でした。ですので、令和5年度が29名ということで、30名前後をしているかなと思います。ちなみにそちらのほうにつきましても、自主返納者につきましては2

年間で24枚という枚数をしておりますが、おおむね2年間で使うことが7割程度ご利用になっているということになります。

○小林武雄委員長 続いて、小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 すみませんでした。先ほどの相談員の要件についてちょっと説明したいと思います。

相談員は2名を常勤なのですが、その相談員の要件としましては、主任相談支援専門員をまずは要件としています。または、主任相談員ではない場合は、相談支援専門員であって現任研修というのがありまして、それを修了かつ相談支援専門員として3年以上の実務経験があるということになりますと、まずは相談支援事業に従事するに当たって、この相談支援専門員になる必要があります。そのなるに当たりましては、まずは介護とか福祉分野において3年以上の経験があつて、初任者の研修を受けると相談支援専門員となります。その研修についても講義と演習で5日間、それに実習ということで2日間の研修を受けると、まずは相談支援専門員となります。それから、相談支援専門員になって2年の経験を積みますと、現任研修というのを受けられるようになります。その現任研修を受けて、また相談支援専門員として3年の経験を積むと、今度主任相談支援専門員の30時間の研修を受けられるようになります。その30時間の研修を受けると主任相談支援専門員になれるということで、要件として主任相談支援専門員を町というか、一緒に要望しておりますので、最低でも5年以上の経験のあるようなそういった相談員ではないとなれないような方に実際はなってもらおうというような要件としております。

以上です。

○小林武雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、それだけのスタッフをそろえる法人というのは、そんなあまりないですよ、おそらく。そうすると、法人、業者を選ぶ場合に1市4町で選ぶのでしょうか、どういった形で選ぶのですか。

○小林武雄委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 業者、今決定ではないのですが、今現在の状況としましては今回公募型のプロポーザル方式で選びたいということで、9月1日から募集をしました。募集をした結果が、1法人しか申込みが、館邑会ですが、申込みがありまして、11月13日に事務局の前でプレゼンテーションを実施していただきまして、結果館邑会が優先交渉者となりまして、来年度の委託に向けて今ちょっと打合せをしながら、4月1日に向けての。1業者しかありませんでした。今受けているところです。

○小林武雄委員長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第57号について採決いたします。

原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

す。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、広域連合への町負担金等の確定による補正でございまして、歳入歳出それぞれ4,275万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を2億8,060万9,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長より提案理由でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございまして、説明欄のほうを御覧いただければと思います。第1款1項1目1節、後期高齢者医療特別徴収保険料に532万9,000円を、また同2節、普通徴収保険料に3,340万6,000円を追加するものでございます。こちらにつきましては、保険料の納入の見込みによる増額補正になります。

次に、第4款の繰入金でございまして、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分の確定によりまして104万8,000円を減額するものでございます。

次に、5款の繰越金に261万円の追加でございまして、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。6款の雑入、後期高齢者医療広域連合過年度精算金に245万9,000円の追加でございまして、令和6年度概算で支払っておりました事務費等の負担金の額の確定によりまして、過払い分の戻り金でございまして、

8ページをお願いいたします。歳出でございまして、同じく説明欄を御覧いただければと思います。2款の後期高齢者医療広域連合納付金に3,768万7,000円の追加でございまして、町負担金の確定による補正でございまして、保険料等負担金に3,873万5,000円の追加、保険基盤安定制度負担金から104万8,000円の減額になります。

次に、3款2項1目の一般会計繰出金に401万2,000円の追加でございまして、令和6年度決算確定によりまして、一般会計からの繰入れ超過分を精算するものでございます。

次に、4款の予備費でございまして、歳入歳出の調整でございまして、105万7,000円を追加いたします。

説明は以上でございまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小林武雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより議案第58号について採決いたします。

原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、負担金や前年度決算によるものでございまして、歳入歳出それぞれ6,765万1,000円を追加し、予算の総額を19億4,445万4,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど町長より提案理由でご説明申し上げましたので省略させていただきます。6ページからお願いいたします。6ページ、歳入でございます。1款の国民健康保険税でございます。今年度の課税状況から納入見込みを補正するものでございまして、4,203万5,000円を追加するものでございます。内訳につきましては、説明欄をお願いいたします。医療給付費分に2,927万円、後期高齢者支援金分に1,178万円、介護給付費分に98万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、6款1項1目の一般会計繰入金でございます。572万2,000円の追加でございます。町負担金の確定によるものでございます。内訳でございますが、1節の保険税軽減分に313万円、2節の保険者支援分に195万8,000円、3節の未就学児均等割保険税に7万8,000円、4節の職員給与等繰入金に14万円をそれぞれ追加するものでございます。

次、7ページをお願いいたします。一般会計繰入金の続きでございます。5節の産前産後保険税繰入金を2万3,000円減額いたします。7節の財政安定化支援事業繰入金に6万2,000円を追加、8節の福祉医療ペナルティ分に37万7,000円を追加し、一般会計繰入金に合計572万2,000円を追加するものとなります。

6款2項の基金繰入金から2,600万1,000円の減額でございます。前年度繰越金の増額に伴いまして、基金繰入金を減額するものでございます。

7款の繰越金に3,751万3,000円の追加でございます。前年度決算確定による余剰金でございます。

8ページをお願いいたします。第8款4項の雑入、国保連合会普通交付金余剰金清算金に838万2,000円の追加でございます。令和7年度3月分診療報酬を概算で支払っておりましたが、決算確定によりまして過払い分が返還されるものでございます。

次、9ページをお願いいたします。歳出になります。1款1項1目3節の職員人件費に14万円の追加でございます。給与改定に伴う増額でございます。

次に、7款の基金積立金に5,872万9,000円の追加でございます。前年度繰越金の増額によりまして、基金積立てを追加するものでございます。

次に、9款1項5目の保険給付費等交付金返還金でございますが、878万1,000円の追加でございます。昨年度の保険給付費の県への返還金になります。

6目のその他の返還金につきましては、9ページと10ページにまたがりませんが、1,000円の追加でございます。マイナ保険証等に係る補助金の返還金の不足分でございます。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小林武雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第59号について採決いたします。

原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、引き続きお願いいたします。

議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費及び人件費に係る補正になります。歳入歳出それぞれ278万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を14億488万8,000円にするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長より提案理由でご説明申し上げましたので、省略させていただきまして、6ページからお願いいたします。6ページ、歳入でございます。説明欄のほうをお願いいたします。3款2項3目の地域支援事業費交付金に46万2,000円の追加でございます。給与改定に伴います人件費増に係る地域支援事業費の国庫負担分になります。

次に、同項6目の介護保険システム改修事業費補助金に53万9,000円の追加でございます。国庫2分の1の補助がでございます。

次に、5款2項の県補助金でございます。地域支援事業費交付金に23万1,000円の追加でございます。給与改定に伴います人件費に係る地域支援事業費の県負担分になります。

次に、7款1項の地域支援事業費繰入金に23万1,000円の追加でございます。こちらにつきましても、給与改定に伴います人件費増に係る町負担分になります。

7ページをお願いいたします。同項5目1節の職員給与費繰入金に51万円の追加でございます。給与改定に伴う人件費について、地域支援事業負担分以外を繰り入れるものでございます。

続いて、同目2節の事務費等繰入金に53万9,000円の追加でございます。システム改修費の町負担分になります。

次に、第8款の繰越金でございますが、歳入歳出調整のために27万6,000円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出になります。説明欄のほうを御覧ください。一番上の丸印、職員人件費4人分とありますが、4人分の人件費、それと3つ目の丸の会計年度任用職員経費につきましては給与改定に伴う増額補正でございまして、職員人件費が課長及び介護高齢係の給与差額分、そして会計年度任用職員の経費は給与報酬の差額等のための補正になります。

続いて、9ページをお願いいたします。5款3項1目の包括支援事業費に120万円の追加でございます。内訳は、説明欄のほうでお願いいたします。包括支援係職員3名、会計年度任用職員2名分の給与等の改正による補正でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小林武雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第60号について採決いたします。

原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条の総則でございますが、令和7年度板倉町下水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによるということで、以下第2条の収益的収入及び支出以降に続くわけでございますが、1ページの内容につきましては先ほど町長からの提案理由でご説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。11ページをお開きください。こちらが、補正予算（第2号）の予算明細書となっております。こちらでご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。1款2項2目の他会計補助金、いわゆる一般会計繰入金を168万1,000円追加いたします。こちらは、この後ご説明申し上げます支出の追加に伴い補正するものとなっております。

次に、1ページ送りまして12ページを御覧ください。支出の関係でございます。1款1項3目の総務費、給料から退職給付費までの合計額、つまり人件費が168万1,000円の追加でございます。こちらは、本年の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告に基づく給与改定、それと令和7年4月1日付人事異動に伴う不足額の追加となっております。

次に、13ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入の関係でございます。1款2項1目の他会計補助金、いわゆる一般会計繰入金を2,000円追加いたします。こちら、この後ご説明を申し上げます支出の追加に伴い補正するものとなっております。

次に、14ページをお願いしたいと思います。支出の関係になります。1款2項1目の企業債償還金が2,000円の追加でございます。こちらは、令和6年度借入金が増加いたしましたこと、令和7年度の償還額が確定いたしましたことから、追加させていただくものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林武雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第61号について採決いたします。

原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算関係5議案の審査が終了いたしました。

委員の皆様による慎重なご審査、また執行部の皆様による丁寧なご説明、誠にありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○小林武雄委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時31分）